

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 山形厚生年金 事案 1324

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月5日は23万3,000円、同年12月30日は25万円及び19年8月5日は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月30日  
③ 平成19年8月5日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年度及び19年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から平成17年8月5日は23万3,000円、同年12月30日は25万円、19年8月5日は23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山形厚生年金 事案 1325

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月5日は27万9,000円、同年12月30日は30万円及び19年8月5日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月30日  
③ 平成19年8月5日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年度及び19年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から平成17年8月5日は27万9,000円、同年12月30日は30万円、19年8月5日は27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山形厚生年金 事案 1326

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月5日は11万円、同年12月30日は12万5,000円及び19年8月5日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月30日  
③ 平成19年8月5日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年度及び19年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から平成17年8月5日は11万円、同年12月30日は12万5,000円、19年8月5日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月16日から同年5月1日まで

申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年6月に20万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20万円)となっている。



しかしながら、A社より提出のあった賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月

私は、申立期間の国民年金保険料を平成 21 年 12 月頃に何度も納付したことがあるA店で納付した。

その際、いつもとは違いレジからピーという音がして、領収書やレシートをもらえなかったが、間違いなく納付したので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとするA店では、国民年金保険料を受領した際には、必ず領収書とレシートを交付していたとしている上、申立人は同店で何度も納付していたと述べていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付した際のみ領収書やレシートをもらえなかったとする申立人の主張には不自然さがうかがえる。

また、A店では、毎日、現金を確認しているが、国民年金保険料と考えられるような不明金が生じたことは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月21日から28年7月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給済みであるとの回答をもらった。  
しかし、私は、A社B工場を退職した際に、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年1月7日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、38年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。